

伊方行政訴訟を支援する会

国側「めやす」は基準と白状！

—— 3 補佐人の参加を勝ち取る ——

伊方行政訴訟第2回公判から

去る3月28日午後、第2回公判が松山地裁で開かれ、原告側は、3補佐人の参加を勝ち取るとともに、100頁にも及ぶ準備書面(ニ)を提出して再度の求釈明を行ない、国側のごまかしを暴露し、「めやす」が基準であることを白状させるという、かなりの成果を得た。

開廷前から意気盛ん

さて、公判に先立ち、傍聴券確保のための徹夜の座り込みが、伊方原発粉砕労学共闘会議などの諸君によって、機動隊の不当な防害、弾圧をはねのけ前日より貫徹され、原発阻止、裁判斗争勝利への原告、支援者らの気勢は、今まで以上に高揚していた。傍聴者数制限という不当な制限下にもかかわらず、法廷の内外には、国、四電の不法、不当、ペテンを許さぬ気迫が開廷前からこもっていた。予定の2時きっかり、原告側、被告側への点呼が始まると、原告席、傍聴席より、「国側の出席者は誰々ぞな」、「1人ひとり名ば名乗れ」、「身分、所属ば言え」、「科学技術庁の役人がなぜ来とるんぞな」、「裁判所がこんな不公平ば許しよるけん、国はいよいよ大きな顔

して不法ばしよるんよ」、「科学技術庁帰れ」など早くも騒然。

2時10分開廷。先ず原告側が、充分かつ公平な審理を期すべくすでに申請済みの星野、久米、秋野の3補佐人の採用認可を要請(仲田代理人が申請理由書を読む)。裁判長は、すぐにはこれを認めない。やがて、国側代理人中6名が科学技術庁所属(内4名事務官、2名技官つまり専門家)と判明すると、原告席、傍聴席騒然。口々に不公平だと叫ぶ。裁判長、陪席の2名と相談した後、とんでもない発言。いわく、「専門家が入ると、話が専門的になり、裁判官には判らなくなるから困る」。原告側代理人は、むろん次々と立ってこれを追及し、充分かつ公平な審理を要求。原告、傍聴人らも「判らんまゝでなんで裁判ばできる」、「裁判官は四電の味方か」などと追及。2時20分、一旦休廷し、裁判官が合議。同23分再入廷し、補佐人申請を認める。3補佐人、拍手の中で原告代理人席に着席。

原告準備書面(二)を提出

次いで、原告、被告双方よりそれぞれの準

備書面(二)を提出。原告側藤田代理人が準備書面の「はじめに」の部分を読し、国側の言い逃れやごまかしの例を適格に指摘。この原告側準備書面(二)は、国側がその答弁書や準備書面(一)で回答を意識的に避けたり、ごまかしたり、事実を隠したり、論理をすりかえたりしている多くの問題点について、明確な回答を求めたもので、原告団、弁護団および協力研究者集団が幾度ももの討論、検討のすえ作成したものである。その内容は、原発の危険性(工学的技術的未熟性、廃棄物の危険性、放射線障害など)、許可処分的手続的違法性、許可処分内容の違法性(原子炉の欠陥)、立地審査指針の違憲性(「めやす」の違憲性など)、立地選定の誤まり(地震・地すべりの危険)、廃棄物および温排水の被害と、争点のほぼ全面にわたって、国側の言い逃れ、ごまかし、隠ぺい、すりかえを追及したものであり、随所に反論も加えて、国側のこれ以上の逃げを許さぬ構えになっている。なお、国側も「説明を補充する」として準備書面(二)を提出したが、争点については、相変わらずボカシ通そうとするものでしかなかった。

国側「文書審理」に固執

2時35分、原告側熊野代理人が立地審査指針、特に「めやす」について追及、「事故時における公衆に対する放射線障害の防止についての判断の基準があるのかないのか。あるとすればその基準は何か」と問う。国側は、貝のようにおしだまる。同代理人は、次いで「めやす」と基準の関連を質すが、国側これにも答えず。さらに、「敷地境界」、「周辺監視区域」、「非居住区域」、「低人口地帯」の関係を問うても無言。2時55分、ヤジ

と怒声の中でようやく国側代理人が立ち、小声で「書面で回答する」と答える。原告側代理人は次々と立ち、「これらは、審査の過程で当然重要だった諸点であり、審査をしたとしている以上、いずれも簡単に即答できるはずだ」と口頭による即答を要求するが、国側は即答を避け、時折立って「書面で回答」を繰り返すのみ。傍聴席は、「基準もなしで審査したのか」、「黙っているだけなら、われらにも勤まる」、「何しに国民の税金ば使ってきた」、「税金ドロボー」、「言うたら具合が悪いんじゃろ」と追及盛ん。8時1分、裁判長は、「被告側は書面で出すと言っている。書面どうして争ったらよい」と国側に助け舟を出しバ声を浴びる。久米、荻野ら補佐人も立って、「書面でのすれ違いのコンニャク問答は真平だ」と国側中村代理人(科技庁原子炉規制課長)を名指して追及。国側ヒソヒソと相談始める。8時8分、裁判長は、国側に「相談しなさい」と告げ、一時休延を宣する(この休延中に、裁判長より原告側に交渉の申し入れがあったが、原告側これを断ったという)。

国側遂に口を開く

8時28分再開。国側、「事故対策と災害評価は別で、原告は両者を混同している」と発言。原告側久米補佐人がすぐさま反撃し混同を否定、「国側が両者をずるく使い分けているから関連を問うている」として、事故対策に基準があるのかないのか、「めやす」が基準になっているのではないかと、別に基準があるなら言え、と鋭く追及。ヒソヒソと相談を繰り返す国側。裁判官何も指示しない。8時40分、「規制課長答えろ」のヤジに促されるように国側中村代理人が立ち、敷地境界、

周辺監視区域、非居住区域、低人口地帯についてのみ字句の説明をした上、「実際には、非居住区域、低人口地帯とも敷地内に入る。従って敷地境界で判断している」と重要発言。非居住区域、低人口地帯が敷地内に入ってしまうとは、全く驚きであり、すぐさま原告側星野補佐人が「めやす」が不当に高いから敷地境界内に入ってしまう、「めやす」を小さくすれば範囲が拡がるとして、被告が「めやす」を事実上基準として使っていることを指摘して追及。国側は答えない。続いて熊野代理人が被告準備書面(二)5頁にいう「基準」は何かと追及。国側はなかなか答えないが、4時8分、ついに「その基準とは、立地審査指針およびその適用に関する判断のめやす(別紙一、二)である」と答える。これは、「めやす」が基準であることをとうとう白状した重要な発言であり、原告側は、この被告側発言を裁判記録に残せと要求。国側、「しまった」とばかりに、あわて、「書面で正式に回答する」と逃げるが、原告側の追及に、裁判長もこれを記録に残すことに同意。

「応援団は静かに」

この間、国側のごまかしとずるい使い分けに対する傍聴席の怒りがこの国側の白状を機に頂点に達し、怒声で法廷内の発言がかき消されるほど。原告や原告代理人が度々傍聴席を静める。4時6分、論争の内容が判らず、訴訟指揮に手を着けかねていた裁判長が、傍聴席に対して「応援団は静かにせよ」と発言。傍聴人は激怒し、「応援団とはなんぞな」、「欲得でやなしに孫子の末まで害を残さんようにいのち張ってやっとなるもんに応援団とはなんぞな」、「嫁じゃけんちゅうて原告には入っとらんけど、まことは原告と同じ当事

者じゃ」、「発言取り消せ」、「裁判長あやまれ」と騒然。裁判長ついに「発言を取り消す」とあやまる。こんなこと前代未聞のことだろう。

第3回は6月6日に

このあと、甲1~9号証、乙1~17号証の証拠採用を決定し、次回公判を6月6日午前10時、次々回を9月12日午後2時と決め、4時15分閉廷。

原告団、支援者、代理人らは、4時20分より裁判所構内で総括集会を勝ち取り、伊方原発阻止への決意をさらに強固にし、政府、四電のあらゆる形での不法、不当な圧迫と闘うことを誓い合った。

以上のように、確かに幾つかの成果が得られた第2回公判であった。特に、設置許可が「めやす」腺量(例えば甲状腺で300レム、全身25レム)という恐ろしく高い値を基準としてなされている「本当の姿」が国側自身の口によって証明されたことは、重要な成果である。従って、国や四電側がどんなに「安全側に立っている」とか「充分安全である」と繰り返そうと、それがとんでもないウソであることは、もはや明々白々になったのである。しかしながら、当法廷の裁判官たちには、今回露呈されたことの重要さは全く判っていない。彼らは、今のところ、国側の素人だましの論法を、より容易に彼らに理解できるものとして、それを信じようとしている。彼らは、内容が判らず、判ろうともせず、真理を「司法の番人という權威の衣」でおおい隠し、もったいぶった結論(判決)を下そうとしているのだ。彼ら裁判官を国同様に徹底的に追及すると同時に、彼らをどうして勉強させるかという新しい難題をも追求してゆかねばな

るまい。(「支援する会」会員I)

八西各地で交流

第2回公判終了後、参加した弁護士および支援する会会員のうちの8名は、3月28日および29日にかけて、八幡浜市、保内町磯崎、伊方町九町および三崎町串の各地に分散して訪れ、原告や支援する会会員を中心とした、現地の人たちと交流した。第2回公判の総括、法律や技術についての疑問、こんごの公判斗争に向けての現地での協力のあり方、などなど、夜遅くまで話し合われた。

3月29日のヒル前に、一同は合流して、原発建設現場に出かけた。川口さんをはじめ、いそがしいミカン畑の作業を休んで来ていた、共闘委員会の皆さん方に案内してもらおう。原発格納容器のドームの鉄骨が、もう10メートル以上も組み立てられている。第1回公判後にも来た人たちが、「また進んでいるな。四電は、しやにむに急いでいるぞ」と、現場を見おろしている。三々五々、里道を通って炉心に向う。番小屋みたいなところから、ヘルメット姿の監視員が飛び出してきたが、制止する気配はない。「あゝ、もう、のけちよるぞ」と川口さんらがいう。里道の上に建てられていた工事飯場が、あとかたもなく取り払われて、赤土の広場となっているのだ。直接、作業に影響しない限り、低姿勢でゆこうという四電の方針なのだろう。

炉心近くに、「これより先の土地は四電が取得しました」と書いた立札が立っている。「こゝが、土地裁判に参加しながら、四電の圧力で身を引いたOさんの土地なんです。こゝが落ちんかったらな」と、あるおじさんがつぶやくようにいう。

土地裁判で勝ち、権力の全面支援に自信を得た四電が、原子炉建家に鉄を組み、コンクリートを流し込んでいる様子を、一同、しばし無言で見おろしていた。2号炉用なのか、送水管がT字型に敷設されようとしている。「なんとかこの工事をやめさせられんのでしょうか」、「こんなおいしいミカンがとれるのに、それを援助せんと、こんなもの建てて」、「こんなきれいな海はもう無いのに、なんで汚さんならんのか」。おばさんたちの発言が、私たちの胸につきさゝる。不法にも里道を鉄のゲートで遮断していたのを、抗議のちようやく開かせて通ったが、工事のため、炉心近くまでは接近できなかった。汗ばむ様な日和の中を、ことば少なに帰路に着いた。おみやげのミカンの重さを、ひとしお感じつゝ。(Q)

会計報告('74, 3/5~4/6)

収入

会費	76,300
カンパ	1,400
前月より繰越	423,376
計	501,076

支出

ニュース代	8,000
第2回公判準備費補助	66,834
第2回公判参加費補助	209,830
資料費	2,130
郵送費	6,860
為替手数料	1,180
会場費	4,200
事務用品費	420
計	299,454
繰越金	201,622